

グスタフ・シュモラーにおける「社会階級」と「社会政策」

田 村 信 一

一 はじめに

1918年に出版された大著『社会問題』⁽¹⁾は、前年死去したシュモラーの遺著といべきものであるが、そこに付された未亡人ルーシーの巻頭文によれば、シュモラーは死の直前まで、『一般国民経済学要綱』のなかに散在する「社会政策」関連の諸章に改訂を加え、かつこれを独立の著作として上梓すべく作業を続けていたという。このことは、彼の「社会政策」に対する終世変わらなかった並々ならぬ意欲を示していると同時に、他方でこの著作をつうじて、シュモラーが「社会政策」学の一種の集大成を企画していたことがうかがわれるのである。

ところで『社会問題』は、第一編「社会的階級形成」、第二編「文化国家の今日の労働者層」、第三編「階級闘争の歴史と現在」から構成されており、第一編では、「社会階級形成」の原理が追求され、第二編では、「階級対立」を緩和ないし「平和化」すべき制度的仕組が詳かく叙述され、最後に第三編で「階級闘争」の経過と展望が示されている。シュモラーの「社会政策」は、周知のように、マルクス主義的観点から、単なる「階級闘争」の調停の試みとして批判されてきたのだが、『社会問題』は、シュモラーが独自の「階級」論のうえに自己の「社会政策」論を展開しようとしたことを示しているのである。

1872年に設立された「ドイツ社会政策学会」は、階級支配の廃絶を指向する社会主義的・マルクス主義的革命理論に対抗しつつ、階級支配あるいは社会の階級的分化の「正当性」を擁護する立場から、「社会政策」を推進しようとした。しかしながら、トライチュケとシュモラーの論争が示しているように、この「階級分化」のあり方と「社会政策」の許容範囲をめぐって大きな対立が存在しており、「社会政策」的論議は必然的

に「階級」論につながっていかざるをえなかつたのである。

以下において本稿では、シュモラーの「社会階級形成」論をつぶさに検討することによって、かれの「社会問題」把握の基本的立場を明らかにしよう。

二 分業と「社会階級」

シュモラーによれば、「社会階級」とは次のように定義される。それは「血縁・種族・親族によって、あるいは宗教によって形成されるのではなく、また村・郡・州・国家への共属性によって形成されるのではなく、同一ないし類似の特性⁽³⁾と生活条件によって、同一ないし類似の財産の種類および財産の大きさによって、国民経済および国家の秩序に対する同一ないし類似の仕方での結合によって、階層的社会秩序における同一ないし類似の地位によって、あらゆる種類の同一ないし類似の利害関心によって、共属性の意識をもち、かつそれを表現する分業的社會の大なる集団」であり、そして「それは、職業による区別が世襲的なかぎりでカストと呼ばれ、中世後期のように、集団が一定の権利・特権を有するかぎりで身分と呼ばれるが、近年にいたって、なによりもます職業的・財産的区別を考えた場合、主として社会階級と呼ばれている。」⁽⁴⁾

この引用からみるかぎりでは、シュモラーは「社会階級」を極めて多面的・多義的に定義づけているが、引用文の主旨に即してこれを三つの観点から整理すれば、次のように要約することができよう。すなわち「社会階級」とは、それが成立する基礎的条件からみて、なによりもます「分業」的集団として現れるが、第二に、そうした集団が「職業的・財産的区別」と何らかの形で結びつき、そして第三に、かかる集団が、各々、一方では人的「特性と生活条件」のあるタイプを打ち出すとともに、經濟的・政治的・社会的な利害関心の共通性をもつにいたつたものである、と。この三つの観点は、彼の「社会階級」論の構造を規定しているのであるが、まずシュモラーの「分業」論から検討していこう。

シュモラーは「分業」を、「人間労働力の特定の専門化された任務・活動——それは個々人が自己のためにではなく、複数・多数の人間、国民、外国人のために行われる——に対する圧倒的かつ持続的な適応」、

グスタフ・シュモラーにおける「社会階級」と「社会政策」

と定義する。⁽⁵⁾この根源的な「人間労働力」の分業化は、自己の活動の制限と他者のための活動への適応という点で、それ自体としてアンビバレントな、つまり「緊張と調和」というふたつの契機をそもそも内包するものである。

ところでシュモラーは、「分業」の起点をスミスのように「交換本能」に求めるのではなく、「交換のない分業」あるいは「伝統的な生活慣習のいかなる変化にも嫌惡」を示す「原始的人間」の例を指摘しつつ、「改善された給付を求める鋭敏な感覚、分業の省力的原理に対するほのかな洞察」に求めている。シュモラーにとって、「伝統的な生活慣習」から経済的進歩への転換は、これを歴史的因素的にみた場合、人間の一一種の目的意識的な「理性的判断」⁽⁶⁾の結果として現れるのである。

さて次にシュモラーは、「分業」を三つの「領域」に分類している。それは(一)「家族における分業」、(二)「高級な労働と低級な労働、精神的労働と機械的労働」という分業」、(三)「家経済・農業からの商工業の分離および農業・商工業内部の分業」、である。この三つの「領域」の関連は必ずしも明確に説明されていない。しかしながら(一)(三)がひとつの歴史的・技術的な継起的発展としてとらえられ、そしてこうした発展を現実化する契機として(二)が考えられているように思われる。というのも、シュモラーは分業が(一)の段階にとどまるかどうかを、「原始」と「文明」の岐路とみており、この岐路において、(二)の分業を根本的に重視しているからである。「支配者の経済的見識が彼に従うひとつを、すなわち家父長は家族成員・奴隸に、封建領主は隸農に、工場主は労働者に、分業へと強要したのである。」この文章は、まさしくシュモラーが分業の継起的発展の起動力を(二)の分業の成立に求めていることを示している。そして、この「精神的労働と機械的労働の分化」は、「文明」化の必須条件であるとともに、「貴族的・支配的階級と、それと並んで……奉仕する、支配される階級をつくり出す分業」に他ならない。したがってこの分業の「領域」こそが、人間労働力の特定の活動への専門化、という極めて技術的な分業の側面を、緊張にみちた「社会的」過程へと媒介する決定的な契機なのである。こうしてシュモラーは、(2)の分業を「社会的・職業的分業」とよぶ。

こうした意味で、シュモラーが「社会的階級形成」のいわば「祖型」

として「家父長」を挙げ、この発展の「頂点」として「^{ブリースタートウーム}祭司層」の成立を指摘していることは、かれの「社会階級」論の特質を象徴的に示すものとして重要である。彼はこう述べている。

「全体の発展はその頂点において身分形成でありまた分業であるが、しかしその力はもっぱら呪術師・祭司における風習的・精神的な力の特殊な形成と、このことによるかれらの唯一可能な業績にもとづいている。分業と身分形成の後のいかなる進展もこの場合以上に深刻な効力をもつていなかった。自然人の精靈に対する畏敬と死者に対する従属のおぼろげな感覚とは、何百万人ものひとびとを、何世紀・何千年にわたって、少数の祭司団にはほとんど奴隸的に従属せしめた大きな手段となっている。……かつての祭司国家や中世における祭司貴族と儀礼は、部族の全体的管理をひきうけ、靈的なぐさめを与え、被岸の生を指示するみかえりとして、すべての土地生産物・労働力の1/3かそれ以上を要求する。……祭司の身分発展のこのような後の局面に対しては、それを部分的に財産所有に帰することは誤りではないにしても、その力の最も重要な原因は依然としてつねに教化であった。すべての旧時代に対して、祭司の地位をその財産から演繹することは、因果関係を逆にすることになる。かれらの靈的能力がその名声・権力の原因だった。」

ここでは、シュモラーが、「精神的労働」の自立化=職業化を「社会的階級形成」の決定的起点とみていることに注目すべきであろう。なんらかの「風習的・精神的な力の特殊な形成」は、その力それ自身にもとづいて指導的な「貴族層」を成立せしめるのであり、かれらの「精神的能力」・「人格的特性」のもたらす「業績」に対応して「財産」が蓄積され、ここに貴族的・指導的な「支配階級」と大衆的「被支配階級」という「社会階級」が成立する。シュモラーは、靈的發展、すなわち大衆の精神的「教化」に対しても「祭司層」の決定的意義を強調すると同時に、軍事的發展=教化に対する「戦士層」の、經濟的發展=教化に対する「商人層」のもつ意義を指摘している。つまりこの「祭司層」・「戦士層」・「商人層」が「精神的・軍事的・經濟的」發展の担い手なのである。

すなわち「祭司層」は、「託宣・礼拝規定・法律によって群衆を制御し、秩序づける」ことをつうじて「粗野な觀念」から「高級な觀念」を生み出し、「社会的紀律」・「精神的教養」(医学・法学・天文学等々)の

形成の基盤であった。特別の「戦士層」の形成は、「軍備の重い負担、自己の扶養、軍役を土地所有あるいは財産の大きさにしたがって等級化しはじめる」ことによって生じた。その場合、「かれらの財産の最終的原因は、その人格的特性であった。……勇気は単にローマ人のあいだで唯一の本当の徳とみなされていたばかりでなく、すべての旧時代において、部族・氏族、その生存と闘争にとって自己を主張するための最も重要な徳であった。」こうして成立する「国民の軍事的部と非軍事的部の分離」は、農民の軍務遂行からの解放=経済的成功の可能性をもたらすとともに、かれらを「より低い社会的地位」におとしめた。しかしこのことは、「国民の命令的部と服従的部への分離」に他ならず、「軍事貴族は、祭司層と並んで国家の頂点に立ち、……地方的にも自治の頂点に立ち、かれらだけが安寧と秩序を……維持する」ことができた。

「商人層」についていえば、それは元来「共同体」間の交易を担うものとして発生した。「商業は外国人と外国人居留地をつうじてのみ極めてゆっくり浸透していった。」こうした商業交易には、暴力的・詐欺的要素がつねにまといついている。「最も価値ある商品、つまり地域的に大きな価値の差額を有する家畜・人間・塩・ワイン・香辛料・宝石・金属・道具が最初の交易の誘因物である。……つねに危険を伴い、異国の君侯や部族との交渉、特定の客人権、……族長の贈物・賄賂あるいはかれらの脅迫や暴力を前提としているのが商業である。……フェニキア・ギリシアの海賊、ヴァイキングの航海からオランダ・イギリスの私拿捕、麻薬、金、ダイヤモンドの戦争にいたるまで、策略と詐欺、血と暴力的行為が…、こうした商業にはつきものである。」しかしこのような——われわれの用語でいえば「前期的」な——商業は、近代においていわば合理化され、「完全に変革」された。「十五・六世紀から現在までに、商人層がはじめてその独立した高度な形成と分業に到達し、はじめて国民経済の支配者、組織者となった……。商業は家内工業を、後には主として大企業を生み出した。……今日の国民経済の全体として私経済的・投機的側面は、…、ますます商業に結びつき、商人の掌中にあり、……分業的な商業・流通組織に依存している。」

以上の論述から明らかのように、「精神的労働」の担い手としての「貴族層」は、なんらかの「精神的能力」=「人格的特性」に恵まれた「社会

層」あるいは「集団」として理解されており、かれらのもつ「教化」力が「分業」的進歩の推進力と把握されている。近代の「国民経済」は、シュモラーにあっては、特殊な「商業精神」ないし「商人精神」が洗練化されつつ浸透し、企業經營・社会的分業・經營内分業を推進する内在的起動力として作用した結果であった。「財産」の配分とそれをひとつのメルクマールとする「社会階級」の成立は、「精神的能力」によってもたらされた因果的帰結に他ならない。そしてこの因果関係を現実化するのが、「風習的・心理的」メカニズムなのである。

三 「社会階級」成立の「心理的」条件

シュモラーは、ひとびとの様々な「能力」・「特性」の発揮と財の配分が行われるメカニズムとの対応関係について、次のように述べている。
「われわれは、なんらかの種類のすべての互いに関連する現象を整理し、その所業にしたがって評価し、秩序づける、という人間の思考・知覚の必然性を考えている。各人が、その家族・近親の仲間のなかで、その人間性・財産・業績にしたがって……評価されるように、世論は、国民全体の分業的職業集団・職業階級を、それらが社会全体にとって何であったのか、何であるのか、ということにしたがって評価し、かつ序列関係を定めてきたのである。⁽¹⁵⁾ シュモラーは、すでに「国民経済における正義」において、財の「正当的」な配分原理を、人間の能力・特性が業績として実現し、この業績が当該集団の目的価値(目的理念)にしたがって価値評価・序列化され、こうした業績の「比例性」に応じて財が配分される、⁽¹⁶⁾ と論じていた。これがかれの「配分的正義」論であり、それはあるべき「正当的」な理念的な配分秩序論なのである。この論理がそのまま前述の引用文にも展開されていることは明らかであるが、財の配分原理を対象的「自然」に内在する客観的原理として分析するのではなく、人間の意識的な、「観念」の世界からの能動的規制の所産と考える分配論の発想は、J. S. ミルに由来するものであった。

周知のようにミルは、『経済学原理』において普遍的な「生産論」と歴史的・社会的な人為的制度としての「分配論」とを区別したのであるが、第二編「分配」第一章「所有」において、「分配の原則」についてこう述

べていた。「分配の原則は、完全な平等という原則か、そうでなければ、その社会で支配的に行われている正義の観念または政策の観念に合致する何らかの方法により、人々の必要または功績に応じて配分するという原則か、そのいずれかとなるであろう。」(傍点は引用者一以下同じ)これは、「完全な平等」あるいは「必要に応じた分配」を主張する「共産主義」と、「功績に応じ」た配分=「私有財産制度」を対比した文章である。そしてミルは、私有財産弁護論について次のように述べている。

「私有財産制とは各個人に対し彼ら自身の労働および制欲が生む果実を保証するものである。したがってある個人が、自分自身は何の功績もなく、また努力もしないのに他人の労働および制欲の果実を保証してやるということは、この制度の本質に属することではなく、ただ偶然の一帰結——このような帰結がある程度に達すると、それは、それあるが故に私有財産制が正当なものとなるところのあの目的を促進しないで、かえってそれに矛盾するところの帰結——であるに過ぎないと。そもそも私有財産弁護論にして正当なるものは、私有財産と努力との間に均衡があるという公平の原則に基づいていると前提しているのである。」この弁護論は、私有財産制の「改良」を指向するミル自身の立場であるが、まさしくそれは、能力・特性——業績——財の配分の「比例性」を要求するシュモラーの立場と帰を一にするものである。そしてミルによれば、こうした「公平の原則」の根底にあるのは、人間の「功利の原理」であった。かれは「功利」を基礎とする「正義」の基準を「道徳」の主要部分とみなしつつ、「正義の義務」としての「公平」についてこう述べている。「各人をその功罪に応じて扱うこと——惡をもって惡をおさえ、善をもって善に報いること——が義務であるならば当然こういう結論がでてくる。われわれは、われわれに等しく尽くした人々全部を……等しく優遇すべきであり、社会もまた、社会に等しく尽くした人々全部を、……等しく優遇すべきである、と。」

以上のミルの論述が示しているように、シュモラーのいう「社会階級形成」の「風習的・心理的条件」とは、他ならぬ人間本性の「功利の原理」なのである。シュモラーは、この原理による私有財産の正当化論を、私有財産の始源と「社会階級形成」の現実根拠として理解していた。つまり、「正当化」の根拠が存在する場合には、財産形成と「社会階級」が

「安定化」し、その根柢が喪われた場合には「階級闘争」が発生する。

四 階級的 特 性の形成 アイゲンシャフト

シュモラーが、以上のように、「社会階級形成」と「財産形成」とを、人間の「風習的・精神的力の特殊な形成」と関わらせて把握するとき、かれは、このような「力」がいったいどのような事情によって形成されたと考えていたのであろうか。

かれは、前述の「家族的分業」の発展過程について次のように述べている。「このような分業（精神的・機械的労働の分化——引用者）は、さしあたってどこでも家父長制的家族制度によって与えられた。……家父長制的家族が広がっていったかぎりで、ただ若干の数の命令者だけを知っている分業が、あるいは何年かにわたって、あるいは生涯にわたって成立した。……支配組織が拡大し強固になったところでは、家族成員……だけでは間に合わなくなつた。それは、……この支配組織の成立・形成とともに、部族・民族が命令的部分と労働的部分に、つまり貴族と隸従民とに分化する、という結果をしばしばもたらしたであろう。このことは、異なる人種・民族が相争い、一方が他方を服属させたところでは、もつとはなはだしく生じたにちがいない。これらの場合には、同一部族内部での分業が特定の個人・集団にもたらした場合よりも、いつそう強力な従属関係が生じた。」

この文章から明らかなように、シュモラーは特別の「能力」を、家父長の「命令権」の端初的成立に求めており、このような「支配組織」の拡大過程における人種的・民族的要因を、従属関係の強弱の原因として二次的に理解している。しかしながら他方でかれは、「商人層」の成立に関する、商業の発展に対して有したフェニキア人・アラビア人・シリヤ人・ユダヤ人の意義を認め、「分業の進展において、固有の人種的・人間的特性がその形成の前提条件であったことが、商人の場合のように明確な例はない」⁽²¹⁾、と述べているように、「商人」的能力の形成にとって、歴史的には人種的要因が重要な役割を演じたことも強調している。こうして人種的要因をも含む様々な、特定できない諸要因との協働によって特別の「能力」が形成される、とシュモラーは考えるのであるが、同時に

かれは、これらの「能力」・「特性」が、「社会的階級形成」とともに、「遺伝」その他の要因をつうじて伝承され、人間の特定の「階級的」タイプが形成されるとみなしていた。「職業・労働の分化の増大とともにはじめて、特定の活動・職業に対して個々の肉体的・精神的に適応したひとびとがそこにふり向けられること、通常はその子息がこの職業を継承すること、これらの人ひとびとは圧倒的に同じ婚姻圈から妻をめとること、こうして生活・労働様式が個々人と階級の肉体と精神に影響を及ぼし、神経と筋肉、脳髄と骨格が特定の活動に適合していく、という事実は否定しえないのであろう。こうした遺伝的・生理学的過程にくわえて、多くの場合、特定の栄養・教育・風習・慣習が当該集団を支配し、タイプを固定するのに寄与する。そしてこのような、あるいは人間の淘汰によって、あるいは長期の適応と遺伝によって、あるいは教育・生活環境によってつくり出された関連から、一致した・類型的な、肉体的・精神的な階級的特性が発生する。⁽²²⁾

シュモラーのこのような、ひとたび成立した「能力」・「特性」が職業・財産と結びつき、そこに「社会階級」が形成されて、前述の「能力」・「特性」が「遺伝的・生理学的過程」およびその他の影響をつうじて「階級的特性」を打ち出すにいたる、という考えは、進化論的アナロジーから「社会階級形成」の決定因子を「遺伝」に求めるものとして、K・ビュッヒャーに厳しく批判されることになった。すなわちかれは、世代間に「肉体的・精神的特性」が「遺伝」する、とみえる経験的事実は、「後天的」な「職業的順応」に他ならず、「生物学的意味の遺伝とは根本的に異なる」。後者は、「その子孫が生誕の瞬間から、両親の影響を全然受けないでいるときにおいても出現する」特性の「遺伝」という意味に解釈されるべきであった。したがってビュッヒャーによれば、特定の「精神的・肉体的特性」の形成は、「社会的・職業的階級に帰属するひととの間」で、「財産・所得」に条件づけられた「栄養と教育」の結果なのである。「われわれの社会的職業編成の大きな特徴は、財産の異なった配分から歴史的に発展してきたものであり、それは、われわれの從来の経済秩序によってますます強固となったこの基礎の上にひき続き依拠している。この後者の点は、次のふたつの事情からきわめて簡単に説明される。(一)いかなる職業もこの経済組織の下で所得を生み出すのだが、ただ有産

者のみが、一般的労働編成の内部で所得獲得の優越的地位を選びだすことができるのに対して、無産者は不利な地位に甘んじねばならない。(二)財産自体は、その資本主義的性質の故に、自己の労働がなくても有産者に所得を提供し、この能力を相続させる。われわれの財産階級が社会的職業身分である、というかぎりで、なぜそうなるのかといふと、職業が財産を創り出すのではなく、むしろ、財産が職業選択を条件づけ、職業の生み出す所得が通常、職業の基礎となっている財産と同様の仕方で等級化されているからである。⁽²⁴⁾

この論述から明らかなように、ビュッヒャーは、「財産の異なった配分」を「社会的・職業的階級形成」の「原因」とみなしている。歴史的にみれば、「土地所有の不平等な大いさと所有様式とが、古代ギリシア人とローマ人、そして中世初期以降のゲルマン人とラテン民族の間で、身分編成の基礎を形成」したのであり、また、「中世の商人層は、家屋賃借と土地定期金売買の導入によって動産資金の所有者となった都市の土地所有者としての身分から成立」⁽²⁵⁾ したのである。

以上のようなビュッヒャーの批判は、社会階級の成立を、分業における能力と業績から、そして、この「能力」の伝承を「遺伝」によって説明しようとするシュモラーの「観念論的」・「自然科学的」な因果解明に對して、既存の「財産」の配分状態から職業的・階級的編成を説明しようとする「唯物論的」・「社会科学的」な因果解明だったといえよう。したがって、「財産」の配分の存在様式を前提とした場合に、それが社会の分業的・職業的編成に及ぼす影響を「社会科学的」に考察しようとするかぎりでは、ビュッヒャーの批判が説得力をもつてゐる。しかしながら、シュモラーの問題設定は、なによりもまず、ビュッヒャーが前提としている「財産の異なった配分」、すなわち不平等な財産配分がそもそもどのように成立したのか、そしてそこには「正当性」の契機が存在しなかつたのかどうか、という論点にかかわるものであった。かれは、不動産所得に先立つ動産（家畜）所得の成立をこう説明している。「われわれは、不平等な家畜所有の始源をどのように考えるべきであろうか？不平等は、他の部族の略奪によって増大したかもしれない。だが略奪行の指揮者は、まさしく最も勇敢なもの、最も知恵のある者である。……全体として家畜の群れを最もうまく扱うことができるひとびとが……より大きな群れ

グスタフ・シュモラーにおける「社会階級」と「社会政策」

を獲得したにちがいない。われわれは、このような人間的差異に頼らずに、財産の不平等の発生を考えることはできないのである。」別な言葉で表現すれば、財産の不平等な配分は「異常な才能と稀少な業績の結果」なのである。したがってここでは、財産の不平等な配分とそれにもとづいた権力的「支配」が「内面的に正当化」される。「旧時代の土地所有配分が強力と不正にもとづいている、という素朴な、子供じみた観念は、歴史的無知からのみ生まれるものである。すべての旧時代の、そして現代の土地所有配分は、当該集団の強い正義感・正義の直観にもとづいている。成立しつつある国家的強力、必要な戦士的・精神的貴族に大きな土地財産が与えられねばならなかったことは、国家・社会形成の時代において、不当なことではなく、自明のこととして受けとられたのである。」

シュモラーの「異常な能力と稀少な業績」に対する着目は、ヴェーバーの「支配の内面的正当性」における「カリスマ的支配」の想源のひとつだったのではないか、という想像を可能にさせるが、他方、シュモラーが、近代的企業家の意義を、前述の「商人層」と結びつけて、「技術的・商人的教養」をもつ「事業的、勤勉・能力に富むアリストクラシー」と規定し、「資本の支配」の正当性を「能力・偉大な天分・事業的独創性」に求めていることは、シュムペーターのいう創造的革新者としての企業家論の先駆的議論であったように思われる。その意味でシュモラーは、「制欲」に利潤の正当化根拠をおくミルに対して、それとともに、企業者の創造的活動をも正当化根拠としたといえよう。

五 階級闘争

このように、心理的に正当的根拠をもつ「私有財産」の形成は、当然のことながら、この正当化根拠をねに「確証」しつづけることによってのみ「安定的」に維持されることができる。シュモラーは、一方において、この根拠である「能力」が先天的には「遺伝」をつうじて、後天的には財産にもとづく「教育」、「風習」によって伝承されていくと考えていたが、他方では、職業・財産の「世襲化」あるいは「特権化」によって、正当化根拠が喪失する可能性を考慮していた。「上流階級は進歩の担い手たることによって出世する。このことによってかれらは……大な

る所得を獲得する。これは往々にして大財産をも与える。これがかれらの勢力を強化し、階級自身が上昇していくかぎりで高度な力とその維持を促進し、全体に対して損失よりも利益を多くもたらす。しかしながら、上昇しつつある階級はいずれも、大なる財産が奢侈・怠惰の温床になるにいたる時点を迎える。このときから財産所有はかれらの特性にとって有害になる。没落しつつあるどの下層・中産階級も、時代の進歩に協働する能力がなくなるにつれて、所得と財産を失う。かれらが知性・技術的能力・よき風習・道徳的支えをもつにつれて、それだけ没落に抵抗し、⁽³⁰⁾新しい制度によって再び上昇することができるのである。」

シュモラーは、このように、「財産が奢侈・怠惰の温床」となることによって、能力と財産の対応関係がくずれて、「正当的」階級秩序が危機に陥ること（=階級闘争）を示唆しているが、このことは、シュモラー自身の言明にもかかわらず、階級秩序において、遺伝的・生理学的要素は決定的な役割を演じていないことを示している。すなわち、「奢侈と怠惰」という生活様式が、能力・特性の「遺伝」を阻害するとみなされているのであって、その意味では、ビュッヒャーの強調するように、「教育」等の「後天的」因子をもシュモラーは極めて重要視していたのである。

このことは、シュモラーの「社会階級形成」論を、ビュッヒャーのように、「遺伝的・生理学的」なそれとして単純化することが誤っていることを示している。当時社会進化論的観点から、先天的な「精神的素質」の社会的分布および「競争と淘汰」をつうじて社会階級秩序の形成を説明したのは、O・アモンであった。⁽³¹⁾ シュモラーは、この著作の書評において、アモンが「世界史の偉大な社会的過程の單なるひとつの側面」——シュモラーによれば「自然的側面」——のみを見ていることを批判しつつ、「すべての社会現象において問題となるのは、生存のための自然的な、絶えざる利己的な闘争と、すべての社会的過程を操作し支配する共感・法・道徳という高級な原理とのきわめて複雑な妥協である」と述べていた。⁽³²⁾ これはかれの歴史観・社会観を表明している箇所であって、かれの「社会階級形成論」との関連でいえば、「能力」の分布なりその「遺伝」なりには「自然科学」的な因果関連が認められるが、これらの「自然的」事実が「社会秩序」として形成される場合には、人間の「高級な原理」——目的意識的な正当化の原理——に媒介されねばならない、

グスタフ・シュモラーにおける「社会階級」と「社会政策」

というのであった。かれにとって社会形象は、「自然的」なものと目的意識的な「理念的」なもの、というふたつの「因果系列」の「組み合わせ」であり、人間の行為と社会秩序が前者の系列の因果関連に支配されることがますます少なくなる、つまり後者によってますます「操作・支配」されるところに「歴史の進歩」が存在する。

こうした意味で、シュモラーのビュッヒャーとゾムバルトに対する批判は、アモン的一面性に対する批判がそのまま適用されたものであった。すなわちシュモラーは、ゾムバルトの『近代資本主義』の書評において、かれが「資本」の成立を、ビュッヒャーと同様に、中世都市における地代の蓄積に求め、「資本家的精神」が「あたかも資本の結果として」生じたかの如き、つまり「精神的現象をつねに物質的・経済的原因の二次的な、後の結果として表現」したことを批判し、「利潤を指向する計画的・組織的な、計算的・投機的な、合理主義的活動」は、「⁽³³⁾心的な道徳的・政治的な原因の助けをかりてのみ理解しうる」と主張する。「近代資本主義」の成立は、かれによれば、「營利衝動」という「自然的事実」や「地代蓄積」という「唯物論」的因果関連によって「一面的」に説明されることはできない。その意味で、すべての社会形象は「自然」と対立する意味での「人為的」支配・操作の結果であった。したがって、この支配操作が「合理性」の基準に合致する度合が高まるにつれて「社会」は「進歩」することになる、というのがシュモラーの理解である。

六 近代社会における社会的階級形成

前述したように、シュモラーは、「社会階級」が、職業の「世襲」と結びついたときにはこれを「カスト」を呼び、「特權」と結びついたときには「身分」と呼んでいたが、近代以前の階級編成は、なんらかの形で「カスト」化、「身分」化とつねに結びついていた。近代社会は、これらの「世襲化」、「身分的独占」化を解体することによって、シュモラー自身の言葉によれば、階級形成秩序の「世界史的転換」をもたらしたのである。このことは、分業——能力・特性・業績——財産の配分という比例関係が、近代以前の社会のように、「世襲化」・「身分化」によって歪められるのではなく、逆に純粹に貫徹する可能性を意味しており、「自由な競争」

とは「上昇」と「下降」のチャンスが万人に開放されたことに他ならない。

では、シュモラーは、近代社会における独自の社会階級形成をどのように把えていたのであろうか。そのイメージを得るために、かれの指摘する「^{ベルブルグト}近代の商工業的分業がつくり出した四つの社会集団」を基本に考えることが適切であろう。それは次の如きものである。

アリストクラティ

「大事業の頂点には、商人的・技術的に訓練された管理的な貴族^{アリストクラティ}が立っている。これらのひとびとは、部分的には同時に、事業に投下されている運転資本のかなりの部分の所有者である。しかし、会社の取締役^{タイルハーバー}として、参与者^{プロクリスト}として、事業の支配人として、しばしば財産をもたない有能なひとびとも存在する。この階級と並んで、今日では——有給の官吏に比べて——急速に数を増しつつある商業店員、技術者、工芸家、職工長、工場長——かれらの出自は、商業あるいは自由業、労働者上層である——が存在する。かれらは、小企業家とともに中産層上層を形成している。第三および第四番目に労働者がくる。労働者の上層の……大なる部分、すなわち熟練の給料の良い労働者——上層の家内工業親方もそこに入る——は、中世の手工業者層の現在の後継者ともいいう。かれらは、なお存在する手工業者・小農民とともに中産層下層を形成する。不熟練の、分業的に専門化されている労働者・日雇労働者はそれ自身ひとつ社会階級を形成する。かれらは過去の時代に奴隸あるいは隸農であったが、現在では自由な労働者である。」

この「四つの社会集団」は、まず前述の精神的労働と機械的労働に対応しており、第一の「貴族」と第二の補助的精神労働者ともいいうべき、今日のいわゆる「新中間層」が前者に、第三の熟練労働者、第四の不熟練労働者が後者に分類されることになる。それは財産の区別からみれば、上流階級・中産階級上層・中産階級下層・下層階級に対応することになるだろう。そして、小企業家は中産階級上層に、手工業者・小農民は中産階級下層に含まれているが、これに、上流階級としての大土地所有者・高級官僚と中産階級上層としての自由業を付け加えると、シュモラーの「近代社会」における社会階級編成の全体的イメージを再現できるだろう。

ところで、シュモラーのみるところでは、「自由な競争」をつうじての

グスタフ・シュモラーにおける「社会階級」と「社会政策」

「社会階級形成」は、必ずしも競争条件の平等を意味するのではなかった。むしろその反対に、「近代社会」の開始期にあたって、近代以前の「伝統的な階級・所有関係の重圧」が決定的な刻印を与えたのである。かれは「自由な労働者層」の歴史的成立についてこう述べている。「われわれが問題にすることは、人格的自由の勝利とともに……社会の昔からの二分化——もっぱら精神的労働を予定される指導的少数派と、もっぱら機械的労働を予定される実行的多数派へのそれ——が維持される、という事態がどのようにして生じたのか、ということである。……農奴制——植民地では奴隸制——の後遺症、一般的義務教育の実施の大いなる困難、封建的農業制度の廃棄に際して全隸民に財産を賦与することが不可能だったこと、こうしたことがすでに、……経済的・技術的・精神的に低位のひとびとの広範な階層を創り出し、かれらは自由ということでなんらかの機械的賃金労働を割りあてられた。かれらは新しい技術の基礎の上で、孤立してあるいは協同組合的に、商工業的・農業的経営を創出する能力をもっていなかった。……大量の小手工業もまた、経済生活の新しい組織に参加することができなかつた。かれらが窮乏化したところでは、財産のない農村の日雇労働者と同様、それほど数の多くない企業家——かれらはその個人的特性と財産からみて技術的・組織的進歩を掌中にすることことができた——の下での労働に頼つたのである。」

「君主制国家と新しい法は、様々な階級のうちに等級づけられ存在するほかなかった人間の特性も、既存の所有関係も根本から突然変化させることはできなかつた。なるほど、新しい経済秩序は、能力あるものや仮借のないひとには営利の自由な軌道を与えたが、中産階級・下層階級出身のより弱いひとと——かれらはさしあたって、相応の学校教育的・技術的教養も、新しい形式的自由を正しく用いる能力ももっていなかつた——からは、古い経済秩序が与えていた多くの保護と援助を奪いとつたのである。」

これらの論述が示しているように、シュモラーによれば、精神的労働と機械的労働との分化は社会の必然的産物に他ならないとしても、「近代社会」におけるそれは、「形式的自由」の結果に他ならず、そこでは近代以前の「財産と教養」の実質的な不平等がもち込まれている、というのである。かれは初期のころから、「自由放任主義」ないし「経済的自由主

義」を批判してきたが、それはなによりも、この「形式的自由」の故であった。⁽³⁷⁾ シュモラーは、中産・下層階級出自の「弱いひとびと」が、「形式的自由」の下で「機械的労働」への就業を実質的に強制されたと考えていたのである。したがってかれのいう「社会政策」とは、社会のすべてのひとびとに「精神的労働」への参与の可能性を実質的に保障することに他ならない。かれの「社会政策」の中心的課題はこのための「教育」機構の整備におかれていた。「近代の国民学校制度は——広範な階層にとっても……学術的・実際的な学校に少なくとも部分的に就学可能になったこと——、かつての、知識と能力の狭隘な伝承方法に比べて、……新しい・より広い教養を、そしてこの制度が適切に実施されたところでは、平準化された社会を創り出した。」⁽³⁸⁾

このように公教育の機能は、かつての身分制的・世襲的な家族制度がもっていた教育と機能を社会的に開放したものとして理解されている。公教育をつうじて「能力」を開発し、この「能力」による「業績」が「財産」の獲得を実現する社会、これが「社会政策」の最高の目標である。したがって「社会政策」は、「近代社会」における「社会階級形成」の純化と、それ故にかかる階級関係の安定化とを意味することになる。それは別の観点からみれば、ミルの「私有財産弁護論」と同じ立場から、「私有財産」制の「改良」を指向するものであった。そこに本来出現すべき階級関係は「支配関係」の「教育的関係」化であった。すなわち、「国家・ゲマインデ並びに個々の企業での協働において、上流階級と下層階級との関係にとって決定的なことは、かれらの全体としての特性の隔たりである。上流階級の指導、その収入・財産は、最終的にはかれらの卓越性にのみ基づいている。下層階級が人間的・技術的・事業的教養において、能力と業績において、上流階級に接近するにつれて、それだけいっそう指導は協調的共同作業に、現実的に事実上の同権的関係に移行していく。……したがって問題は、支配関係を教育関係に変えていくこと、上流階級の大きな影響力を、財産獲得や生活の享楽に利用するのではなく、責任ある公職として、重大な義務をもつ職業として理解すべく導くことである。」⁽³⁹⁾

ところでこのような「支配関係」は、シュモラーによれば、前述の「社会政策」をつうじて「能力」と「財産」が、まさしく「等級」状に連続

グスタフ・シュモラーにおける「社会階級」と「社会政策」

的に段階づけられ、「社会階級」の区分が身分的に固定化されるのではなく、「流動化」しているときにのみ可能であろう。下層階級の「精神的労働者化」とは、このような「流動性」を造り出すことであった。そしてこのような社会秩序の担い手としてかれが指定するのは「官僚制」に他ならない。

すでにシュモラーは、公的官吏を含む「自由業」が「祭司層」・「戦士層」の指揮的労働の「補助的機能」として分業的に自立化してきたことを指摘しているが、この社会層の特徴は、「貴族層」が「能力」をつうじて「財産」を指向するのに対して、公的にコントロール可能な「俸給制」に伴って、「能力」それ自体の担い手たることにあった。近代の教育制度は「自由業に全く別の性格」をもたらしたが、「自分たちの子息を自由業に就ける家族は、財産によってよりもむしろ個人的な特性によって卓越している社会階級、すなわち、能力あるものには誰にでも開かれているが、しかし主として中産層の若い子弟によって補われるひとつの階級となつた。自由業は、もっぱら事業と営利によって生活する全体としての中産層に対して、高貴な心根を植え付け、一定の精神的活力を付与し、他の階層のあらわな利己的階級利害に理念的対重を与えた。……全体としてそれは、科学的進歩・理想主義・高潔な心情の本来の担い手となつた。」⁽⁴⁰⁾

ここにみられるように、官僚制を含む「自由業」は、シュモラーにとって「精神的能力」の自立的担い手として決定的な意義をもっていた。それは、かつての「進歩」の担い手としての「祭司層」・「戦士層」・「商人層」の「精神的能力」の純粹な自立化だった。「社会政策」が「国民経済における正義」の実現だったとすれば、それは、「階級的利害」の衝突の場としての「議会制民主主義」によってではなく、「理想主義」の担い手としての「官僚制」（＝「社会的王制」）に求められねばならなかつたのである。

七 おわりに

以上のように、シュモラーの「社会階級形成」論は、「精神的労働」と「機械的労働」との分業的な必然的分化を基礎として、財産・職業を主

たるメルクマールとする社会階級の形成の正当性を強調するものであった。それは、明らかに功利主義的立場からの「私有財産」正当化論によって導かれていたが、この正当化の契機を歴史的形成論に導入することは、シュモラーの場合、自然科学的階級形成論や唯物論的階級形成論に対し、「理念」を「社会層」に結びつけて「進歩」を論じるという「目的論的因果系列」の重視をもたらしたといえよう。しかしながら、「目的論的」因果関連が、まさしく経験科学的に昇華されず、相補的なものとされたために、シュモラーの「社会階級形成」論は、経験科学としての「社会科学」からみて、極めて不徹底な前段階にとどまっているともいえる。

だがこうした独自の接近は、その「前段階性」において、シュモラーの「社会政策」的な価値理念を表出するものであった。近代社会における「社会階級」間の「流動性」の確保、「支配関係」の「教育関係」化、というかれの要求は、まさしく近代の市場経済社会の実質的正当性を制度的に確立しようとするものだった。

他方でシュモラーの問題の提出の仕方は、その後、とりわけM・ヴェーバーとJ・シュムペーターによって批判的に克服・継承されていったように思われる。ヴェーバーの「支配の正当性の信仰」のカズイステイクが、「観念論」の正当な評価の上に成り立っており、またかれの「階級」論のカズイステイク——「財産階級」・「営利階級」・「社会階級」——は、シュモラーの「財産」・「職業」を基礎とする「社会階級」に対応しているといえよう。またシュムペーターの「社会階級」論は、明示的にシュモラーの研究を継承し、かれの「能力」論を機能化して、「階級現象の究極の基礎」を「個々人の適性」——「指導力との関係における適性」——に求めたのであった。

〔注〕

- (1) Gustav Schmoller, *Die soziale Frage*, München und Leipzig 1918.
- (2) 第一編「社会的階級形成」は、第一章「分業」、第二章「所有とその配分」、第三章「社会的階級形成」から成っている。これらの章は、シュモラーの『一般国民経済学要綱』*Grundriß der Allgemeinen Volkswirtschaftslehre*, Leipzig 1900-1904. の第一巻第二編第四・五・

グスタフ・シュモラーにおける「社会階級」と「社会政策」

六章に相当するものである。そしてこの第四・六章は、「シュモラ一年報」に掲載された二つの論文, Die Tatsachen der Arbeitsteilung (*Schmollers Jahrbuch*, 13.Jg.1889.), Das Wesen der Arbeitsteilung und der sozialen Klassenbildung (14. Jg.1890.)に基づいていた。これらの論述の基本的論旨は変わっていない。したがってシュモラーの「社会階級」論の骨子が、1889—1890年に形成されたとみて差し支えない。

なおシュモラーの「社会階級形成」論に関する研究史上的論考については、とりあえず以下を参照。G・ギュルヴィッチ, 佐々木光訳『社会階級論』, 誠信書房, 1959年, 112—124頁。近藤潤三「シュモラーにおける階級把握の構造と特質」『社会科学論集』17号, 1977年。柳沢治「ドイツにおける階級形成=社会的移動論の展開」『思想』, 岩波書店, 1983年第8号, 31—35頁。

- (3) この論争については、拙稿「グスタフ・シュモラーの「配分的正義」論」小林昇編『資本主義世界の経済政策思想』, 昭和堂, 1988年, 221—234頁参照。
- (4) *Die soziale Frage*, S.142.
- (5) *A.a.O.*, S.6.
- (6) *A.a.O.*, S.7.
- (7) *Ebenda*.
- (8) *A.a.O.*, S.9.
- (9) *A.a.O.*, S.12.
- (10) *A.a.O.*, S.12-13.
- (11) *A.a.O.*, S.15.
- (12) *A.a.O.*, S.16.
- (13) *A.a.O.*, S.19-20.
- (14) *A.a.O.*, S.25.
- (15) *A.a.O.*, S.145.
- (16) 前掲拙稿, 224—234頁参照。
- (17) J・S・ミル, 末永茂喜訳『経済学原理』(2), 岩波書店, 1959年, 18頁。
- (18) 前掲邦訳, 30頁。
- (19) J・S・ミル, 伊原吉之助訳『功利主義論』(『世界の名著』38), 中央公論社, 1967年, 525頁。
- (20) *A.a.O.*, S.29-30.

- (21) *A.a.O.*, S.19.
 - (22) *A.a.O.*, S.153.
 - (23) Karl Bücher, Arbeitsgliederung und soziale Klassenbildung, in: *Entstehung der Volkswirtschaft* (I), Tübingen 1922, S. 357-358. (初版は1893年) 権田保之助訳『国民經濟の成立』, 栗田書店, 1942年, 365—366頁。
 - (24) *A.a.O.*, S.354. 前掲邦訳, 361—362頁。なお柳沢, 前掲稿, 39—41頁参照。
 - (25) *A.a.O.*, S.352-353. 前掲邦訳, 359—360頁。
 - (26) *Die soziale Frage*, S.93.
 - (27) *A.a.O.*, S.119.
 - (28) *A.a.O.*, S.111.
 - (29) Über Wesen und Verfassung der großen Unternehmungen, in: *Zur Social = und Gewerbepolitik der Gegenwart*, Leipzig 1890, S. 383.
 - (30) *Die soziale Frage*, S.161.
 - (31) O・アモンについては, 柳沢, 前掲稿, 31—35頁を参照。
 - (32) *Schmollers Jahrbuch*. 19. Jg. 1895, S. 1043.
 - (33) *Schmollers Jahrbuch*. 27. Jg. 1903, S. 298-299.
- シュモラーは、その「方法論」において、このふたつの「因果系列」を、「経験科学的認識」と、「発見的補助手段」としての「目的論的観察」に対応させている。そして「目的論的観察は、その内面的因果関連をわれわれが未だ知らない諸現象の総計を、全体として把握する最も重要な方法」であった。*Die Volkswirtschaft, die Volkswirtschaftslehre und ihre Methode*, 1893, Hrsg. August Skalweit, Frankfurt a. M. 1949, S.23. 戸田武雄訳『国民經濟, 国民經濟学及び方法』, 有斐閣, 1938年, 28—29頁。ここでは「目的論的」因果系列が、経験科学的な因果解明に対象化されず、全体像を構成される場合の「補助手段」とされていた。こうした不徹底性が後にM・ヴェーバーの方法論によって克服され、また厳しく批判されることになる。
- (34) *Die soziale Frage*, S.58.
 - (35) *A.a.O.*, S.36-37.
 - (36) *A.a.O.*, S.176.
 - (37) この点については、拙著『ドイツ經濟政策思想史』, 未来社, 1985年, 第三章を参照。かれは『19世紀ドイツ小商業史』の末尾で、「胆汁質」

グスタフ・シュモラーにおける「社会階級」と「社会政策」

と「粘液質」という遺伝的体質論と結びつけて、「上昇」と「没落」を論じている。

- (38) *A.a.O.*, S.175-176.
- (39) *Über Wesen und Verfassung der großen Unternehmungen*, S.421-422.
- (40) *Die soziale Frage*, S.60.
- (41) ギュルヴィッチは、シュモラーが「社会階級」という比較的新しい現象をば、古い現象に還元することによって把握しようとした、と批判したが（前掲邦訳、124頁），むしろ逆であろう。シュモラーの「能力」論が、当該期ドイツの「小ブルジョア的発展」に現実的背景をもっていた、という興味深い指摘については、柳沢、前掲稿、38頁。
- (42) M・ヴェーバー、世良晃志郎訳『支配の諸類型』、創文社、1970年、5頁、および207頁以下参照。
- (43) シュンペーター・都留重人訳『帝国主義と社会階級』、岩波書店、1956年、250頁。

【付記】

本稿は、経済社会学会編『発展の現代理論——経済社会学会年報IX』（現代書館、一九八九年）に掲載された報告要旨「グスタフ・シュモラーの社会階級論——シュモラーセン誕一五〇周年を記念して——」を大巾に加筆したものである。